

各事業年度における業務実績評価（年度評価）に係る実施要領(案)

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第28条の規定に基づく公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）に係る各事業年度終了時における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）については、この実施要領の定めるところにより実施する。

1 基本方針

- (1) 中期目標の達成に向け、中期計画及び年度計画の実施状況の調査・分析を通じて評価を行う。
- (2) 法人運営について、法人の自主的・積極的な取組を評価する。
- (3) 評価を通じて、法人の業務運営状況を分かりやすく社会に示す。
- (4) 評価を通じて、法人の業務運営等の質的向上を図る。
- (5) 教育研究に関しては、その特性に配慮する。

2 実施方法

(1) 全般的事項

年度評価は、法人が作成する事業年度終了時の業務の実績に関する報告書（以下「業務実績報告書」という。）に基づき、当該年度における中期計画及び年度計画の各項目の進捗状況を確認する（以下「項目別評価」という。）とともに、法人の業務の実績全体について総合的な評価（以下「全体評価」という。）を行うことにより実施する。業務実績報告書の様式等は、別に定める。

(2) 法人による自己評価

ア 法人は、年度計画の記載事項ごとに事業の実施状況等を明らかにし、その進捗状況を示すとともに、下記の4段階で自己評価する。

IV	年度計画を上回って実施している（特に優れた実績を上げているもの等）。
III	年度計画を十分に実施している。
II	年度計画を十分には実施していない。
I	年度計画を大幅に下回っている。又は、年度計画を実施していない。

注) 法第28条第2項の規定によれば、年度評価は、「当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、分析をして」実施するものであるが、中期計画を各年度においてどの程度実施するかは年度計画に示されるものであるから、一義的には年度計画の実施状況で判断する。

イ 法人は、業務実績報告書に定める項目ごとに業務実績及び自己評価を記載し、下記の5段階で自己評定する。

S	中期目標・中期計画の達成に向けて、特筆すべき進捗状況にある。
A	中期目標・中期計画の達成に向けて、順調に進んでいる。 (進捗状況がすべてⅣ又はⅢ)
B	中期目標・中期計画の達成に向けて、おおむね順調に進んでいる。 (進捗状況のⅣまたはⅢの割合が9割以上)
C	中期目標・中期計画の達成のためには、やや遅れている。 (進捗状況のⅣまたはⅢの割合が9割未満)
D	中期目標・中期計画の達成のためには、重大な改善事項がある。

注) 上表括弧内の判断基準については、年度計画の記載事項数が10未満の場合、その他の合理的な理由がある場合は、これによらずに法人が総合的に判断して自己評定することができる。

(3) 評価委員会による業務実績の調査・分析

評価委員会は、項目別評価を実施するに当たり、法人から提出された業務実績報告書等について聴取し、検証を行う。

(4) 項目別評価

業務実績報告書の検証を踏まえ、項目別に進捗状況・成果を下記の5段階で評定する。

また、特筆すべき点、課題や遅れている点についてコメントを付す。

なお、教育研究に関する事項については、その特性に配慮して、事業の外形的、客観的な進捗状況を評価する。

S	中期目標・中期計画の達成に向けて、特筆すべき進捗状況にある。
A	中期目標・中期計画の達成に向けて、順調に進んでいる。 (進捗状況がすべてⅣ又はⅢ)
B	中期目標・中期計画の達成に向けて、おおむね順調に進んでいる。 (進捗状況のⅣまたはⅢの割合が9割以上)
C	中期目標・中期計画の達成のためには、やや遅れている。 (進捗状況のⅣまたはⅢの割合が9割未満)
D	中期目標・中期計画の達成のためには、重大な改善事項がある。

注) 上表括弧内の判断基準の適用については、年度計画の記載事項数が10未満の場合、その他の合理的な理由がある場合は、これによらずに評価委員会が総合的に判断して評定することができる。

(5) 全体評価

項目別評価の結果を踏まえつつ、法人の業務の実績について総合的な評定を記述式により行う。

この際、大学改革を推進するための取組、県民や社会に開かれた大学を目指した取組、教育研究等の質の向上に向けた特色ある取組等について積極的に評価する。

3 評価結果の決定手順

(1) 評価委員会は、委員会における審議等を通じて項目別評価及び全体評価を取りまとめ、評

価結果(案)を作成する。

- (2) 評価委員会は、評価結果（案）を法人に示すとともに、評価結果（案）に対する意見を申し出る機会を法人に付与する。
- (3) 法人から意見の申出があった場合は、当該意見を踏まえ、評価委員会において評価結果を作成し、決定する。
- (4) 評価委員会は、評価結果を法人に通知する。また、当該通知に係る事項を知事に報告するとともに公表する。

4 評価の実施体制

評価業務の円滑な推進のため、必要に応じて評価委員において役割分担して業務を実施することができる。

5 その他

評価委員会は、年度評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じてこの要領の見直し及び改善を行う。

なお、この要領に定めのない事項については、評価委員会が別に定める。

年度評価業務の工程

	実施時期	実施主体	業務内容
(1)	6月中旬まで	法人	・業務実績報告書、財務諸表等（以下「業務実績報告書等」という。）を作成
(2)	6月末まで	法人	・評価委員会へ業務実績報告書等を提出
(3)	7月上旬 業務実績報告書 提出後	評価委員会	・業務実績の検証（法人からの聴取等）
(4)	7月中旬まで	評価委員会	・評価コメントの検討
(5)	7月末	評価委員会	・評価結果（案）の作成（項目別評価、全体評価）
(6)	8月上旬	法人	・評価結果（案）に対する意見の検討 ・評価委員会へ意見申出
(7)	8月中旬	評価委員会	・法人意見を踏まえ、評価結果を作成・決定 ・評価結果を法人に通知、知事に報告
(8)	9月初旬	知事 評価委員会	・評価委員会から報告を受けた評価結果を議会に報告 ・評価結果を一般に公表

(年度評価参考資料)

年度評価における基本的な観点例

この観点例は、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間における各年度終了時の評価に係る実施要領（平成22年6月28日国立大学法人評価委員会決定 一部改正：平成23年10月27日）別添「共通の観点」を参考にして、基本的な観点を事例として列挙したものであり、全てを網羅するものではない。また、一律に評価の基準となるものでもない。

1. 業務運営の改善及び効率化

○ 戦略的・効果的な資源配分、業務運営の効率化を図っているか。

法人の総合的な戦略や状況に応じた柔軟かつ迅速な物的・人的資源の配分が進められているかどうかという観点から評価することが必要である。

また、法人内のコンセンサスの確保に留意しつつ、教育研究活動の進展や社会のニーズに機動的に対応するため、迅速かつ効率的な意思決定と業務執行がより一層求められており、業務運営の合理化や管理運営の効率化が進められているかどうかという観点から評価する。

(確認事項例)

・学長等の裁量の予算、定員・人件費の設定状況

○ 外部有識者の積極的活用や監査機能の充実が図られているか。

外部有識者の活用により運営の活性化が図られているかどうかという観点から評価する。また、内部監査の組織が適切に整備され監査が実施されると共に監事や会計監査人による監査結果を適切に運営に反映させるなど、監査機能の充実が図られているかどうかという観点から評価する。

(確認事項例)

・外部有識者の活用状況

・経営審議会の審議状況・運営への活用状況及び関連する情報の公表状況

2. 財務内容の改善

○ 財務内容の改善・充実が図られているか。

法人において、財務内容を改善することは重要な課題であり、法人の目的に照らして経費の節減、自己収入の増加及び資金の運用が図られているかどうか、財務分析を実施し、その分析結果を運営の改善に活用しているかどうか、特に附属病院については、継続的・安定的な病院運営のために必要な取組を実施しているかどうかという観点から評価する。

(確認事項例)

・資金の運用に向けた取組状況及びその運用益の活用状況

・財務情報に基づく財務分析結果の活用状況

3. 自己点検・評価及び情報提供

○ 中期計画・年度計画の進捗管理や自己点検・評価の着実な取組及びその結果の法人運営への活用が図られているか。

法人が中期計画・年度計画を計画的に実行しているか、自己点検・評価の着実な取組及びその結果の法人運営への活用が図られているかどうかという観点から評価する。

(確認事項例)

- ・中期計画・年度計画の進捗状況管理の状況
- ・自己点検・評価の着実な実施及びその結果の法人運営への活用状況

○ 情報公開の促進が図られているか。

法人が社会的使命を果たしつつ、その活動を行っていくため、教育研究等の状況について積極的な情報提供が求められており、情報公開の促進が図られているかどうかという観点から評価する。

(確認事項例)

- ・情報発信に向けた取組状況

4. その他の業務運営

○ 法令遵守（コンプライアンス）及び危機管理体制が確保されているか。

法人が社会的使命を果たしつつ、その活動を行っていくため、法令遵守（コンプライアンス）及び危機管理体制が確保されているかどうかという観点から評価する。

(確認事項例)

- ・法令遵守（コンプライアンス）に関する体制及び規程等の整備・運用状況
- ・災害、事件・事故等の危機管理に関する体制及び規程等の整備・運用状況